

# 第8章

## 行政報告

---

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1.行政報告の提供期間等 .....       | 1-8-4 |
| 2.行政報告の操作                |       |
| 2-1 重量換算係数設定 .....       | 1-8-5 |
| 2-2 行政報告用データ ダウンロード..... | 1-8-6 |

# 第8章 行政報告

廃棄物処理法第12条の5第9項の規定に基づき、排出事業者の電子マニフェスト登録等状況報告書の各自治体への報告は、情報処理センターが行います。

「行政報告」は、情報処理センターから自治体に報告されるデータの閲覧やその他の報告書の作成を支援するための機能です。「行政報告」は、サブ番号でログインした場合は利用できません。7桁の加入者番号でログインして、利用します。

「行政報告」には以下のようなメニューがあります。

## 排出事業者、処分業者（登録）のメニュー

| メニュー名          | メニュー内容  |
|----------------|---|
| 重量換算係数の設定      | 報告書では、廃棄物の数量は重量で表示されます。マニフェスト情報の廃棄物の数量を「容量」や「個・台」で入力している場合に用いる重量換算係数を変更することができます。                           |
| 行政報告用データダウンロード | 以下の報告書のダウンロードができます。<br><報告書><br>・電子マニフェスト登録状況等状況報告……情報処理センターが自治体に報告書を提出<br>・特別管理産業廃棄物処理実績報告……加入者が自治体に報告書を提出 |

## 収集運搬業者のメニュー

| メニュー名          | メニュー内容  |
|----------------|---|
| 重量換算係数の設定      | 報告書では、廃棄物の数量は重量で表示されます。マニフェスト情報の廃棄物の数量を「容量」や「個・台」で入力している場合に用いる重量換算係数を変更することができます。 |
| 行政報告用データダウンロード | 以下の報告書のダウンロードができます。<br><報告書><br>・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告……加入者が自治体に報告書を提出           |

## 処分業者（報告・登録）のメニュー

| メニュー名          | メニュー内容  |
|----------------|---|
| 重量換算係数の設定      | 報告書では、廃棄物の数量は重量で表示されます。マニフェスト情報の廃棄物の数量を「容量」や「個・台」で入力している場合に用いる重量換算係数を変更することができます。   |
| 行政報告用データダウンロード | 以下の報告書のダウンロードができます。<br><報告書><br>・電子マニフェスト登録等状況報告……情報処理センターが自治体に報告書を提出<br>・特別管理産業廃棄物処理実績報告<br>・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告 } 加入者が自治体に報告書を提出 |

## 加入区分別の行政報告書一覧

| 報告書                    | 加入区分 | 排出事業者 | 収集運搬業者 | 処分業者 |       |
|------------------------|------|-------|--------|------|-------|
|                        |      |       |        | 報告   | 報告・登録 |
| 電子マニフェスト登録等状況報告        |      | ○     | —      | —    | ○     |
| 特別管理産業廃棄物処理実績報告        |      | ○     | —      | —    | ○     |
| 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告 |      | —     | ○      | —    | —     |
| 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告 |      | —     | —      | ○    | ○     |

### 行政報告書の自治体への提出について

情報処理センターから各自治体に報告書を提出するのは「電子マニフェスト登録等状況報告書」のみです。

「特別管理産業廃棄物処理実績報告」、「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告」、「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告」は自治体によって提出が不要な場合があります。また提出様式も異なりますので各自治体に確認し、加入者自身が自治体に提出することが必要です(情報処理センターから各自治体への報告書の提出はいたしません)。

# 1. 行政報告の提供期間等

「行政報告」は、利用期間限定の機能です。

## 1) 各機能の利用期間について

各機能の利用期間は以下のとおりです。

| メニュー名          | 利用期間                     |
|----------------|--------------------------|
| 重量換算係数の設定      | 毎年5月7日～6月8日 午前9時～午後6時    |
| 行政報告用データダウンロード | 毎年5月7日～翌年3月31日 午前9時～午後6時 |



行政報告のメニューは毎年5月7日～翌年3月31日 午前9時～午後6時の間のみ表示されます。

## 2) 報告対象のマニフェスト情報

報告対象のマニフェスト情報は、排出事業者が前年4月1日から当年3月31日までに登録した電子マニフェスト情報です。

報告対象のマニフェスト情報を当年4月中旬の段階で抽出し、報告書の集計をいたします。

当年4月中旬までに対象のマニフェスト情報への運搬・処分終了報告やマニフェスト情報の内容確認・修正等の対応をすると、その内容が行政報告用データに反映されます。

| 項目                         | 期間             |
|----------------------------|----------------|
| 報告対象のマニフェスト情報              | 前年4月1日～当年3月31日 |
| 報告対象のマニフェスト情報の修正・取消等が可能な期間 | ～当年4月中旬        |

※1 …当年4月中旬以降の終了報告や修正等の内容は都道府県に提出される「電子マニフェスト登録等状況報告」には反映されません。

※2 …登録の状態が「確定情報」となったマニフェスト情報は修正・取消ができません。「確定情報」についてはP1-2-56を参照)

## 3) 留意事項

当年4月中旬以降に報告対象のマニフェスト情報の修正等が必要となった場合や「確定情報」となったマニフェスト情報の修正等が必要となった場合は、管轄の都道府県・政令市にご相談ください。

なお、排出事業者が都道府県・政令市に変更の要請を行う際には、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課から各都道府県・政令市産業廃棄物担当課宛に、平成20年3月31日付け事務連絡に例示されている様式を参考としてください。

(様式は [http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local\\_governing/attention.html](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/attention.html) を参照)



## 2. 行政報告の操作

### 2-1 重量換算係数設定

操作手順 **注意**

1 メニュー ▶ **行政報告システム** の  
▶ **重量換算係数設定** (1) を  
クリックします。

2 [立法メートル・リットル]に関する  
重量換算係数を入力する場合は該当する  
産業廃棄物の「**ユーザ設定**」欄(2)を選択、  
[個・台]に関する重量換算係数を入力する  
場合は入力したい該当する産業廃棄物の  
「**ユーザ設定**」欄(3)を選択し、数値を  
入力します。

3 「**設定**」(4)をクリックします。

完了 「**処理が完了しました。**」と表示されれば、  
▶ **重量換算係数設定** は完了です。

| 分類コード | 大分類名称     | 中分類名称     | 廃棄物の種類                         | 立法メートル・リットル | 個・台   |
|-------|-----------|-----------|--------------------------------|-------------|-------|
| 0100  | 燃え殻       |           |                                | 1.140       | 0.228 |
| 0110  | 燃え殻       | 焼却灰       |                                | 1.140       | 0.228 |
| 0111  | 燃え殻       | 焼却灰       | 石灰灰                            | 1.140       | 0.000 |
| 0112  | 燃え殻       | 焼却灰       | 廃棄物の焼却灰                        | 1.140       | 0.228 |
| 0120  | 燃え殻       | 廃カーボン・活性炭 |                                | 1.140       | 1.140 |
| 0200  | 汚泥(泥状のもの) |           |                                | 1.100       | 0.022 |
| 0210  | 汚泥(泥状のもの) | 有機性汚泥     |                                | 1.100       | 0.022 |
| 0211  | 汚泥(泥状のもの) | 有機性汚泥     | 下水汚泥                           | 1.100       | 0.000 |
| 0220  | 汚泥(泥状のもの) | 無機性汚泥     |                                | 1.100       | 0.022 |
| 0221  | 汚泥(泥状のもの) | 無機性汚泥     | 建設汚泥(残土を除く)                    | 1.100       | 0.000 |
| 7429  | 特定有害産業廃棄物 |           | ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)         | 1.200       | 0.060 |
| 7430  | 特定有害産業廃棄物 |           | 区分するために処理したも(基準値を超える有害物質を含むもの) | 1.000       | 0.200 |

処理が完了しました。  
画面で設定された重量換算係数は、翌日以降の行政報告書に反映されます。  
換算係数の場合、1立方メートル=1トン、1リットル=0.001トンとなります。

産業廃棄物  
 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物を含む)  
 特定産業廃棄物(放射線物質汚染対策特種法に定めるもの)  
\*放射線物質に接触し、又はそのおそれがある産業廃棄物のうち、放射線物質汚染対策特種法で定められたもの。

| 分類コード | 大分類名称     | 中分類名称     | 種類名称    | 立法メートル・リットル | 標準                       | ユーザ設定                               | ユーザ設定                          |
|-------|-----------|-----------|---------|-------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 0100  | 燃え殻       |           |         | 1.140       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.228 <input type="checkbox"/> |
| 0110  | 燃え殻       | 焼却灰       |         | 1.140       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.228 <input type="checkbox"/> |
| 0111  | 燃え殻       | 焼却灰       | 石灰灰     | 1.140       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.000 <input type="checkbox"/> |
| 0112  | 燃え殻       | 焼却灰       | 廃棄物の焼却灰 | 1.140       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.228 <input type="checkbox"/> |
| 0120  | 燃え殻       | 廃カーボン・活性炭 |         | 1.140       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 1.140 <input type="checkbox"/> |
| 0200  | 汚泥(泥状のもの) |           |         | 1.100       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.022 <input type="checkbox"/> |
| 0210  | 汚泥(泥状のもの) | 有機性汚泥     |         | 1.100       | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 0.200 <input type="checkbox"/> |
| 0211  | 汚泥(泥状のもの) | 有機性汚泥     | 下水汚泥    | 1.100       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | 0.000 <input type="checkbox"/> |


### 重量換算係数設定

- ・設定した重量換算係数は、**翌日以降**の行政報告書に反映されます。
- ・確定数量の重量換算には、数量確定者が設定した重量換算係数が用いられます。
- ・標準で設定されている重量換算係数は、JWNETホームページを参照ください。

[http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/gyouseihoukoku\\_jyuuryoukanzankeisuu.pdf](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/gyouseihoukoku_jyuuryoukanzankeisuu.pdf)

- ブラウザの「戻る」ボタンを使用すると、それまで入力された情報が消えてしまいます。
- 入力中に他のメニューボタンを押すと、入力した情報が消えてしまいます。

## 2-2 行政報告用データ ダウンロード

操作手順 

**1** メニュー ▶ **行政報告システム** の  
**>>行政報告用データダウンロード** (1) をクリックします。

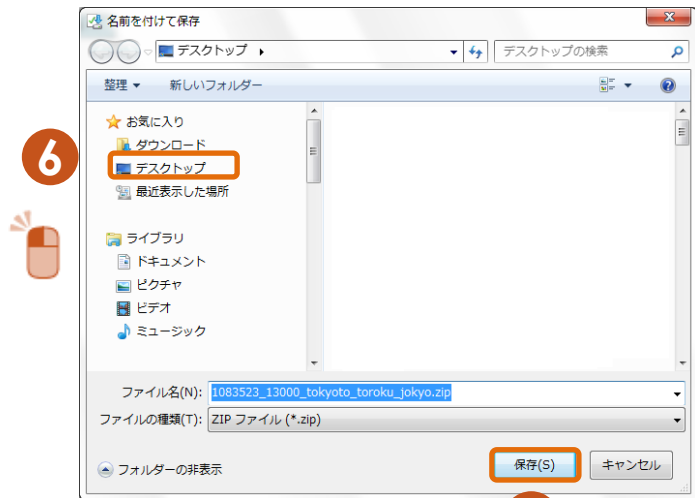
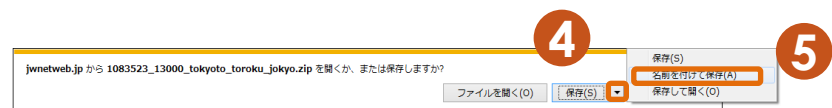
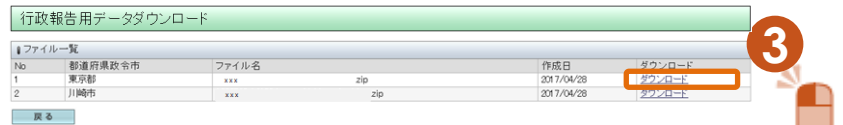
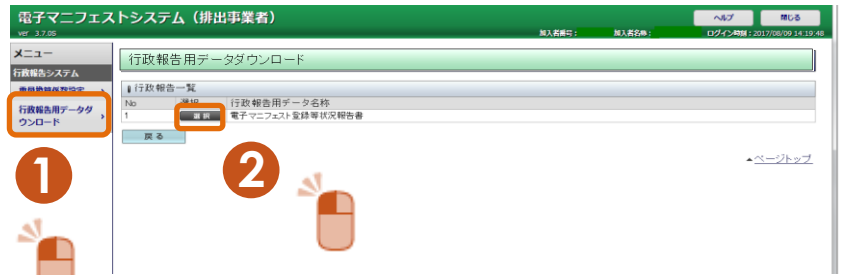
**2** ダウンロードしたい行政報告書の  
**「選択」** (2) をクリックします。

**3** ダウンロードしたい自治体を選択し  
**「ダウンロード」** (3) をクリックします。

**4** 画面下部にファイルを「開く」か、または「保存」が  
表示されたら**「保存」**の▼を(4)をクリックします。  
「名前を付けて保存」を(5)をクリックします。

**5** ファイルの保存場所を選択(6)し、  
**「保存」**(7)をクリックします。

**完了** 選択した保存場所に行政報告用データの  
ファイルが保存され、ダウンロードが完了し  
ます。



8

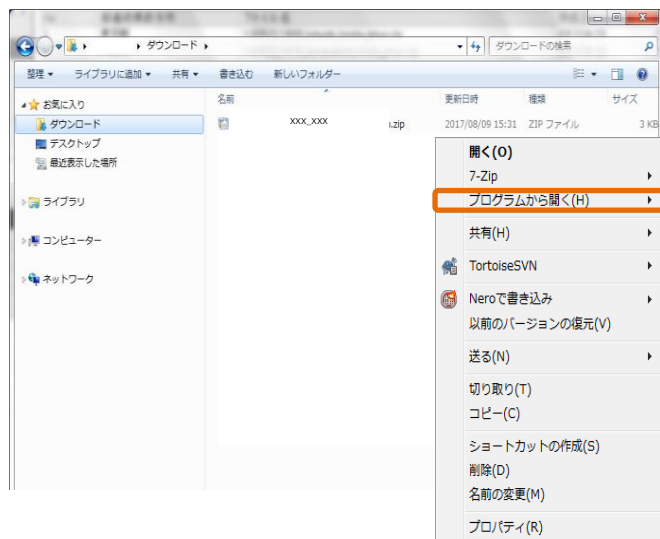
行政報告

## 「行政報告用データ（圧縮ファイル）」を解凍する

ダウンロードした行政報告用データはZIP形式の圧縮ファイルです。ファイルを開く前に解凍する必要があります。

＜圧縮ファイルの解凍＞

ZIP形式のダウンロードファイルを右クリックし「すべて展開」①）を選択します（右クリック時に「すべて展開」ではなく「解凍」が表示されている場合は「解凍」を選択）。



## 行政報告用データを開く

解凍後のファイルは、Microsoft Excelで開くことができるXMLドキュメント形式です。Excel2003以降をご使用ください。ファイルをダブルクリックしてもMicrosoft Excelで開くことができない場合があります。

この場合は、以下の例を参考に、Microsoft Excelを起動後にExcelの「ファイル」メニューよりXML形式のファイルを開いてください。

<XML形式のファイルの開き方（例）>

- ①Microsoft Excelを起動する。
- ②Microsoft Excelのメニュー「ファイル」より「開く」を選択。
- ③「ファイルの種類」「すべてのファイル」「XMLファイル」(1) を選択。
- ④開きたいXMLファイルを選択 (2) 。
- ⑤「開く」(3) ボタンを押す

